

行政改革大綱

1 策定の主旨

養父市行政改革大綱は、養父市総合計画及び総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、効率的で効果的な養父市の行政を構築するための指針として策定します。

(1) 養父市総合計画

「響きあう心 拓く明日 但馬中央の郷」(サブテーマ「まるごと自然 かがやく瞳 私の養父市は元気です」)の実現をめざす養父市総合計画では、まちづくりの基本方向として「安心」、「活力」、「快適」、「生きがい・楽しみ・誇り」に並んで「行政改革の推進」が位置づけられています。

ここでは「急速に進む少子高齢化や財政状況の悪化が、合併後の新市の大きな課題となりつつある」としたうえで、本庁と地域局のあり方など市役所組織の見直し、公的施設の管理のあり方を見直し、主要な建設事業の見直し、市民と行政のパートナーシップの構築に向けた取組みなどを求めるとともに、総合計画の部門計画として「養父市行政改革大綱・実施計画」の策定を義務づけています。

(2) 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針

総務省は「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日閣議決定)を策定し、自治体に行政改革の一層の推進を求めるとともに、行政改革大綱に基づく具体的な取組みを集中的に実施する「集中改革プラン」を平成17年度中に策定し、公表することを求めています。

2 取組手法

(1) 大綱の構成と期間

構成

この大綱は、行政改革大綱の本文にあたる「第 部」と行政改革実施計画にあたる「第 部」からなります。

第 部は、今なぜ行政改革に取り組む必要があるのかという行政改革の必要性

と、これらを解決するための改革の基本方向を示します。

第 部は、「行政改革実施計画」として、行政改革の基本方向に沿って、重点的に推進する具体的な改革の内容を示します。

取組期間

養父市の財政状況を見ると、平成 21 年度までの 4 年間で特に厳しい状況にあり、集中的に改革する必要があるとともに、総務省が平成 22 年 4 月 1 日における明確な達成目標の公表を求めていることを踏まえ、この 4 年間で行政改革大綱の取組期間と定めます。

(2) 推進体制の整備

行政改革を着実に推進していくため、養父市まちづくり推進本部において進行管理を行い、成果は、広報やケーブルテレビ等を通して公表します。

また、進捗状況は、市民からなる養父市行政改革推進委員会にも報告するとともに、出された意見はまちづくり推進本部に報告し、その後の改革に反映させます。

3 行政改革の必要性

(1) 財政基盤の強化

養父市は、合併によってまちの財政基盤強化のための仕組みが整えられました。しかしながら、地理的な問題等からくる行政効率の悪さや地方交付税への高い依存など市が本来抱えている体質から、国の行財政改革の影響を受けやすい状況にあります。

一方、行政需要は、市民のニーズの高度化・多様化の中で増大する傾向にあります。

こうしたなか、現在のペースで事務・事業を推進した場合、4 年後の平成 21 年度には、一般家庭の貯金に当たる財政調整基金等で財政収支の赤字を賄うことができなくなり、実質的な破綻状態に陥ることが予想されます。

このため、厳しい財政状況を一刻も早く改善し、財政基盤の強化を図ることが最大の課題となっています。(別添 1 参照)

(2) 合併に伴う課題の克服

合併に伴う旧4町間の事務・事業の調整は、合併協議のなかでほぼ完了していますが、使用料や補助金などの一部で、急激な環境変化を緩和する必要性から調整が先送りされたものがあります。この結果からくる格差は、サービスや負担の公平性を著しく損ない、市民の不信感を招くばかりか、市としての一体感の醸成も損ないかねません。

このため、早急にサービスと負担の格差を是正し、行政のあらゆる活動について、公平性を確保していくことが必要です。

(3) 市民のニーズの多様化・高度化に対応できる職員・組織

社会の成熟化に伴い、市民一人ひとりの個性、意思が尊重され「ゆとり」や「豊かさ」が実感できる地域社会の実現が求められており、行政には、こうした市民のニーズを的確に把握し、受益と負担のバランスをとりながら、公共サービスを高度化、多様化していく自己改革能力が問われています。

このため、市は、職員・組織を「自己決定・自己責任の原則」に基づき、市が独自に判断できる範囲はどこまでか、市の独自のルールを条例化できないかという視点を常に念頭において、市民が必要とする政策や施策を生みだしていけるものに転換していくことが必要です。

(4) 市民と行政のパートナーシップの構築

地域社会は、少子高齢化、過疎化、個人主義的な市民の増加などから来る多くの問題を抱えています。また、従来からある公共サービスについても、財政の悪化により、行政だけで行うことは不可能になりつつあります。

このため、従来の公共サービスの提供者としての行政、受益者としての市民という枠組みを見直し、市民と市民が力を合わせて地域課題を解決したり、市民と行政がパートナーシップ(1)を組んで公共サービスを提供したりする「協働」のシステムを構築する必要があります。

4 行政改革の基本方向

(1) 自主性・自律性の高い行財政運営の推進（財政基盤の強化）

養父市の財政に大きな影響を与える主要建設事業について、凍結・縮小・繰り延べ等の徹底した見直しを行うとともに、公債費負担の軽減、物件費の削減、補助金・負担金等の整理合理化、予算編成手法の改善による予算総額の抑制等を通じて、財政破綻を回避し、収支の健全化を図ります。（別紙 1 参照）

(2) 定員管理及び給与の適正化

養父市の定員管理計画を策定し、民間委託の推進等により市民サービスの質を落とさないよう対策を講じながら、大幅な職員の削減を図ります。

さらに、給与の適正化については、昭和 32 年に現在の給与制度が確立して以来、50 年ぶりとなる国家公務員の給与構造の抜本的改革が閣議決定（平成 17 年 9 月 28 日）されたことを踏まえ、養父市職員の給与についても、抜本的な適正化を図ります。

(3) まちづくりに熱い情熱をもつ職員の育成

分権時代に求められるのは、まちづくりに熱い情熱を持ち、市民とともに地域課題を考え、政策を立案し、実行し、実現する意欲と能力を持った職員です。このため「養父市人材育成基本方針」を抜本的に見直し、勤務能力、情熱、実績に応じた評価を行い、職員の労働意欲の向上を図るとともに、職域ごとの専門的な知識・技能、マネジメント能力、コミュニケーション能力、法制執務能力などを開発する研修機会の充実を図ります。

(4) 効率的で質の高い行政サービスの提供

随時の政策課題に迅速に対応し、意思決定をできるよう、市長のトップマネジメントを補完する経営戦略会議を設けるとともに、部局組織のフラット化を検討します。また、市民のニーズに総合的行政で対応できるよう、プロジェクトチーム等の部局横断的な検討・調整組織の活用を図ります。さらには、本庁・地域局体制を見直すとともに、組織・機関の人事交流を進めます。

(5) 市民と行政のパートナーシップの推進

市民と市民、市民と行政の協働を推進するため、その指針となる条例を制定します。また、市の方針決定や計画策定など意思決定過程への市民参加を促進するため、審議会委員の公募制、政策形成でのパブリックコメント(2)の導入を進めるほか、市民団体、NPO(3)などが活動しやすい環境とするため、相談窓口の設置や支援制度の充実などの条件整備を図ります。

(6) 公正の確保と透明性の向上

行政評価制度を導入することにより、行政活動の成果を客観的な指標を用いて検証・評価し、市民に公表するとともに、結果をPLAN(計画) - DO(実施) - CHECK(評価) - ACTION(反映)のサイクルに組み込んでいくことで、より良い施策の立案や政策目的と施策・事業との連動の徹底を図ります。

さらに、ケーブルテレビ、市の広報等を活用して、分かりやすい行政情報の積極的な提供に努めるとともに、地域審議会や市長のタウンミーティング(4)の開催等により、市民と行政との対話を進め、市民意見の積極的な聴取に努めます。

(7) 電子自治体の推進

情報通信技術の積極的な活用を図るとともに、市民の利便性の向上や行政の簡素効率化、市民との情報の共有化による協働の拡大に向けて、情報セキュリティの確保に十分留意しつつ、積極的に電子自治体(5)の推進に取り組めます。

用語説明

- (1) パートナーシップ
パートナーシップ(協働)とは、行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。
- (2) パブリックコメント
行政などが規制の設置や改廃をするとき、原案を公表し、市民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。
- (3) NPO
非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
- (4) タウンミーティング
市の課題について、市長と市民が共に語り合う場。
- (5) 電子自治体
自治体がITを活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組みを言う。

行政改革実施計画（重点改革事項）

1 自主性・自律性の高い行財政運営の推進（財政基盤の強化）

（1）公共事業の抑制と合理化

厳しい財政環境のもとでの社会資本整備を進めていくため、主要建設事業等の徹底した見直しを行うとともに、施設の長寿命化や維持・管理コストの縮減にも配慮した事業執行を進めます。

主要建設事業等の見直し

平成 21 年度までの行政改革期間中（4 年間）は、ごみ処理施設整備、中学校建て替えなどの必須事業を除き、原則として新規の主要事業はすべて凍結します。凍結した事業については、行革期間終了後の平成 22 年度以降に、事業実施の有無・実施時期・内容等について、市の財政状況等を総合的に考慮して、改めて判断します。

〔主要建設事業の凍結〕

平成 18 年度以降に予定している事業費 1 億円以上の主要建設事業については「行政改革期間中に概ね計画どおり実施する事業」、「事業内容・時期の見直しを行いつつ実施する事業」、「休止・凍結する事業」に分類して、1 事業毎に凍結・縮小・繰り延べ等の徹底した見直しを行います。（別添 2 参照）

行革期間に実施する主要事業

八鹿病院建設負担金、南但ごみ処理施設整備、八鹿中学校建て替えなど 13 事業

事業内容・時期の見直しを行いつつ実施する主要事業

あさくら斎場、中山間総合整備など 10 事業

休止・凍結する主要事業

休止事業：(県) 八鹿ダム建設負担金、唐川たい肥センター整備

凍結事業：図書館整備、建屋小跡地整備、三谷小跡地整備など 15 事業

〔小規模事業に係る事業費枠の設定〕

主要建設事業以外の小規模事業については、1事業毎に見直すかわりに、各年度に市全体として実施できる事業費の総額（事業費枠）をあらかじめ設定し、枠の範囲内で事業を行うことによって、臨時・応急の新規事業にも柔軟に対応しつつ、事業費総額を抑制する仕組みを新たに設けます。

平成 18 年度小規模事業枠 市全体で 7 億円

〔平成 18 年度一般会計当初予算額〕

上記による建設事業の見直しを中心として、以下に述べる行政改革により、平成 18 年度一般会計当初予算額を 199 億円以下に抑制します。

主要建設事業に対する事前評価制度の導入

事業費 1 億円以上の主要建設事業について、企画・立案段階において、学識経験者や市民の代表者等の意見を踏まえ、事業の必要性、事業効果等を客観的に評価する「事前評価制度」の検討を行い、平成 19 年度から導入します。

入札制度の改革

一般競争入札の一層の推進を図るとともに、施設の長寿命化、省エネルギー化、品質の確保を図るため、入札価格にこれらの要素を加え、総合的に判断する「総合評価制度」の検討を行い、平成 19 年度から導入します。

効率的・効果的な整備手法の導入

公的施設を整備する際は、PFI方式(1)も選択肢に加え、提供するサービスの水準と事業コスト(2)との関係を可能なかぎり数量化したうえで比較し、よりコストが低く、効果的な手法を採用するよう努めます。

(2) 事務・事業の見直し

厳しい財政状況を踏まえ、行政サービスの質・量を高めながらコストの低減を図ることを基本に、成果重視の事業執行、スクラップ・アンド・ビルド(3)の徹底を行い、事務・事業を厳しく見直します。

市民サービスの向上

市民が直接行政と触れ合う窓口サービスをより便利で親しみやすいものにするために、住民票・各種証明等の休日交付や、郵便局等の身近なところで交付が受けられるシステムを検討します。

また、接遇の質的向上を図るため、平成 18 年度から、民間企業で広く行われている Q C (品質管理) サークル活動 (4) を導入し、継続的な改善を実施します。

行政評価に基づく徹底した事業の見直し

行政評価等に基づく事務・事業の見直しを徹底し、事業効果の上がないもの、成果に対してコストがかかり過ぎているものなどについて、廃止も選択肢に入れて継続的に見直します。

事務機器及び消耗品等の削減

コピー機、プリンター、印刷機等の事務機器については、18年度から一定の配置基準を設け、台数の縮減を図るとともに、消耗品については、単価契約もしくは一括購入等スケールメリット (5) を活かした調達方法を工夫し、毎年 5 % の経費削減を図ります。

また、公用車については、稼働率の視点で見直し、行政改革期間中に消防車両を除いて 2 0 % 以上を削減します。

(3) 民間のノウハウを活かした見直し

公の施設等の管理運営の適正化

養父市が市民の利用に供するため設置している「公の施設」については、地方自治法の改正により、管理運営の手法として「指定管理者制度」が導入され、民間のノウハウが活用できるようになりました。このため、指定管理者制度の導入が望ましい施設について、条件が整い次第、順次移行を進めます。(別添 3 参照)

平成 18 年 4 月に指定管理者制度に移行する施設 123 件

コミュニティセンター、地区集会所、キャンプ場、おおやスキー場等
行革期間内 (H18 ~ H21、4 カ年) に指定管理者制度移行を検討する施設 52 件

保育所、氷ノ山国際スキー場、八鹿文化会館、ホール (ビバ、おおや) 等
直営とする施設 (但し、中・長期的視点からの指定管理者制度等への移行検討を含む) 154 件

中央公民館、体育館・スポーツセンター、診療所、市営団地、霊園、琴弾クリ
 ンセンター、浄化センター、衛生公園、上水道、簡易水道等
 施設総数 330 件（万灯の湯を含む）

民間委託の推進

市役所や公共施設が行っている業務のうち、民間が行う方が効率的で、よりよ
 いサービスが期待されるものについて、行政改革期間中に順次民間委託の推進
 を図ります。受託事業者は、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりに
 配慮し、NPO、ボランティアグループ、民間企業等、幅広い層からの参加
 を図ります。

さらに、市の業務に豊富な知識・経験をもったOB等の人材をプールして、適
 宜必要な人材を市に派遣する「業務受託会社」の設立も検討します。

《民間委託等を推進する業務等》

医療事務	施設管理業務
給食業務	用務員
事務支援	公用車運転・管理業務等
水道利用料・下水道使用料の徴収	その他
清掃業務	

民間度チェックの実施

平成 19 年度から、民間の優れたコスト意識や迅速な対応、顧客本位の考え方を
 取り入れることをめざす「民間度チェック」の手法を導入し、行政と市民、団体、
 企業等との役割分担の明確化、事務・事業の公的サービスとしての妥当性を検
 証し、これによりサービスの質の向上と効率化を進めます。

（４）補助金・負担金等の整理合理化

補助金等の見直し

各種団体に対する補助金等は、本来、公平・公正の原則に基づいて交付される
 べきものですが、なかには実績が検証されないまま長年にわたって交付されて
 いるもの、団体の運営費補助となっているものなど、不適切なものが見受けら
 れます。このため、補助金を交付する場合に遵守すべき基本的な事項をまとめ
 た「補助金の交付基準」を新たに策定して、平成 18 年度から、すべての補助金
 にサンセット方式（ 6 ）の導入、交付申請に係る審査の透明性の確保、結果の

公表などを義務づけるなど、補助金の適正化を図ります。(別添 4 参照)

加入協議会の負担金の見直し

加入協議会の負担金については、効果や必要性を検証し、市として負担するのはふさわしくないと考えられるものについて、関係団体との調整を図ったうえで廃止します。

(5) 地方公営企業等の経営健全化

地方公営企業(上水道、索道)及びこれに準じる事業(簡易水道、下水道、農業集落排水)は、本来独立採算を前提に経営が行なわれるべきものですが、実際は、一般会計からの繰入金に依存した運営となっています。これに加えて、人口の減少による使用料の減少、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大があり、経営が厳しさを増しています。

このため、次の方針に基づいて、新規事業の抑制、施設の統廃合、人員削減と民間委託の推進、経常的な経費の削減等を推進します。

水道(簡易水道含む)

水道料金の適正化

水道料金は、同一サービス、同一料金の原則に基づいて、平成 21 年度までに均一化を図ります。その上で、資産台帳の整理、将来的な施設改修のコストの予測、市の財政計画を踏まえて、適正な使用料に改正します。

簡易水道の統廃合

平成 19 年度から簡易水道施設の管理・運営コストの低減を図るため統合計画の策定に着手します。

水道事業の経営健全化

民間度チェックの導入と民間委託の推進を図るとともに、平成 18 年度で中期経営計画を策定し、数値目標を定めた改革を進めます。

下水道

下水道使用料の適正化

下水道使用料は、処理区域で分担金の負担率が異なるため、当分の間、市で統一することが難しい状況です。このため、当面は大屋、関宮、八鹿(八鹿・高柳浄化センターを除く)・養父、八鹿・高柳浄化センターの 4 料金体

系に統合し、平成 21 年度から改定します。その上で、資産台帳の整理、将来的な施設改修のコストの予測、市の財政計画を踏まえて、適正な使用料に改正します。また、使用料の算定方法として、人数制と従量制の 2 種類の方法が取られていますが、負担の公平化の観点から、平成 21 年度で従量制に移行します。

浄化センターの統廃合

個々の浄化センターの処理能力は、計画時に比べかなり余裕が生じております。このため、平成 19 年度から施設の統合を推進し、管理・運営コストの低減に努めます。

下水道特別会計の統合

民間度チェックの導入を検討するほか、細分化されている会計を下水道特別会計として統合したうえで、平成 21 年度中に企業会計方式へ移行を検討します。

索道（氷ノ山国際スキー場）

索道事業は、利用客の減少による経営の悪化が進んでおり、早急に経営改善を図る必要があります。

このため、平成 18 年度から、民間の経営責任者を登用するとともに、地元有識者、経営コンサルタント等を入れた経営委員会（アドバイザリースタッフ）を設置します。

さらに、平成 20 年度からは、これまでの施設整備に係る負担（公債費負担等）を除き、毎年度スキー場を運営するために必要な経常的な経費について独立採算とします。

（6）第 3 セクターの見直し

市内には、養父町開発株式会社、養父市場開発株式会社、やぶ温泉観光株式会社、株式会社おおや振興公社の 4 つの第 3 セクターがあり、それぞれに地域の商業、観光の振興に貢献しています。

現状では、市からの公的資金の投入はなく、健全に運営されていますが、今後とも、より効率的な運営が出来ないか、より高い事業効果が期待できないかなどの観点で常に検討を行い、一層の経営健全化を図っていきます。

(7) 財源の確保

負担の公平化、受益と負担の適正化を図るとともに、年々低下する傾向にある市税、市営住宅の家賃等の収納率について、滞納整理にあたる部局横断的な組織を設置し、職員が一丸となって取り組むとともに、収納職員の徴収技術向上のための研修及び実務指導を実施します。

また、より積極的な財源確保対策として、新規企業の誘致・起業等推進施策の充実、人口確保対策等の推進による税収増に努めるほか、ケーブルテレビ、広報紙へのコマーシャルの有償掲載などにも積極的に取り組みます。

(8) 予算編成手法の見直し

「枠配分方式」の導入

予算編成に当たっては、厳しさの増す財政環境への対応及び政策重視の予算編成の必要性を踏まえ、予算総額の抑制を確実に実行するため、平成 18 年度から、従来の「一件査定方式」を改め、その年度の予算総額をあらかじめ算定した上で政策に基づく重点配分を行い、細かい事業ごとの予算は各部局に任せ「枠配分方式」へ転換します。(別添 5 参照)

適正な予算執行

平成 18 年度から導入する「枠配分方式」の趣旨を十分に踏まえ、不断の経費節減努力を行うことによって、年間の適正な予算執行に努めます。

2 定員管理及び給与の適正化

(1) 定員適正化計画の策定と削減目標

正規職員数の適正化

養父市の正規職員数は、平成 17 年 4 月 1 日現在で 394 人(公営企業職員を除く)です。旧町の職員がそのまま引き継がれているため、類似団体の平均的な職員数(市民 100 人に対して職員 1 人)と比較すると大きく膨らんでいます。ほかにも、公営企業職員が 63 人おり、総数は 457 人と多数にのぼっています。

このため、民間委託の推進等により、市民サービスの質を落とさないよう対策

を講じながら、勤奨退職(7)の促進と職員補充の抑制を基本とした「定員適正化計画」を策定し、大幅な職員の削減を図ります。

《正規職員の定員管理》

- ・平成 22 年 4 月 1 日時点(行政改革期間終了後)
423 人以下(平成 17 年度 457 人に対し 34 人、 7.4%以下)
- ・平成 27 年 4 月 1 日時点(10 年後)
350 人以下(平成 17 年度 457 人に対し 107 人、 23.4%以下)

嘱託職員等の適正化

本市には正規職員のほかに多くの嘱託・臨時職員がいます。これらの職員についても、業務の効率的な執行や民間への業務委託等を進めることによって、行政改革期間中に大幅な削減を図ります。

(2) 給与の適正化

国家公務員については、平成 18 年度から、民間における地場賃金の適正な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映等からなる給与構造の抜本的な改革が実施されることを踏まえ、養父市職員の給与についても、抜本的な適正化を図ります。

(3) 超過勤務手当の削減

各種手当については、国家公務員の抜本的な改革に準拠して削減を図りますが、増加傾向にある超過勤務手当については、適正な人事配置を図る一方、平成 18 年度より、職員自らが仕事の効率をチェックし、業務の改善につなげる「日報管理システム」を導入し削減を図ります。

さらに、不規則勤務が年間を通して常態化している公民館、保育所などのフレックスタイム制(8)について、平成 19 年度からの導入を検討します。

3 まちづくりに熱い情熱をもつ職員の育成

(1) 人事評価制度の導入

職員のやる気を喚起するため、「養父市人材育成基本方針」を抜本的に見直して、自らの能力を発揮しやすい職場を自己申告する制度や、昇格試験制度、職務能力・意欲・実績を適正に評価する人事評価制度を検討し、平成 19 年度から導入します。

(2) 職員研修の充実

抜本的に見直した「養父市人材育成基本方針」に基づき、地方分権の推進に伴い必要とされる政策形成能力や創造的能力、法務能力等の能力開発を推進します。

4 効率的で質の高い行政サービスの提供

(1) 迅速で的確な意思決定を図れる仕組みづくり

「養父市政策会議」（仮称）の設置

市長の強いリーダーシップのもとで、地域の将来を見据え、長期的な視点に立った政策の選択と集中化を図るとともに、これを組織全体に浸透させるため、危機意識や改革意識の共有を前提とした、市長と職員との一層の信頼関係の構築が求められています。

このため、行政内部に市長の意思決定をサポート(9)する組織として平成 18 年度から、市長、助役、企画・総務担当部長等からなる「養父市政策会議（仮称）」を新たに設置し、政策課題に迅速に対応する体制を整備する一方、現行の「庁議」を活用し、全庁的な周知徹底を図ります。

政策決定を支える機能の強化

財政・法務等の諸課題を長期的視点から企画・立案し、市長の政策決定を支援する組織体制を整え、平成 18 年度から設置します。

政策財務機能

養父市の将来ビジョン(10)の実現に向け、中・長期的な財政計画の立

案・見直しを行い、限られた財源を効率的かつ重点的に活用する政策財務機能を強化します。

施設管理機能

国全体が「“ つくる ” より “ つかう ” 」という基本的な考え方に立って、大きく政策転換しようとしているなか、公共施設の管理運営は、市の最大の課題になってきています。このため、そのあり方を総合的に検討し、企画・立案を行う施設管理機能を強化します。

法制執務機能

分権改革に伴い、地方自治体は国法の自治的な解釈を踏まえて、独自の政策や制度を開発したり、係争処理や住民訴訟にも適切に対応したりすることが求められています。このため、政策法務に関する調整・立案機能の強化を図ります。

組織横断的な問題解決グループの活用

総合市政の推進、市長と職員の信頼関係づくり等を図るため、まちづくり推進本部の活動をとおして定着しつつあるプロジェクトチーム等(11)の組織横断的な組織の活用を図ります。

(2) 効率的で市民本位の市役所づくり

地域協働を担える組織への転換(本庁と地域局のあり方の見直し)

本庁と地域局のあり方について、次に掲げる見直しの基本方向に沿って、平成18年度に検討を行い、平成19年度で新しい体制をスタートさせます。なお、18年度から改善できる部分があれば、整理がつき次第、順次改善していきます。

〔見直しの基本方向〕

地域局は、窓口業務を中心に住民に身近なサービスの提供を行うとともに、公民館活動との連携も図りながら、地域の各種団体や住民の参加を得て行う地域づくり活動を総合的に支援できる組織とします。

本庁は、市内全域を視野に入れた業務や専門性の高い業務など、本庁としてなすべき業務を集中的に行える組織とするとともに、地域局の活動を政策的に補完する機能の強化を図ります。

人事交流の促進

市民の一体感を醸成しつつ、地域の個性を発揮できるまちづくりを進めるため、本庁と地域局のあり方の見直し及び災害時の対応など諸課題の検討と併せ、各庁舎間の人事交流を進めます。

専門的知識・技術をもつ職員の効率的な活用

全庁的に専門的な知識・技術をもつ職員の必要性が高まっていることから、専門職員を本庁若しくは基幹となる施設に集約し、市役所全体で効率的に活用できる仕組みを整備します。

組織の統合とフラット化

組織のスリム化と市民の視点に立った分かりやすい組織の構築は急務の課題です。このため、部・局、課の統廃合を推進するほか、グループ制の導入で組織のフラット化を検討します。

広域行政の推進

公共サービスの高度化、効率化に対応するため、ケーブルテレビ事業、常備消防については広域化を推進します。

(3) 環境に配慮した業務執行

環境マネジメントシステム（ISO 14001 12）の導入を検討し、環境負荷の低減を図るとともに、より良い環境を創造するため、省資源・省エネルギー、廃棄物の減量及びリサイクルなどを推進します。

5 市民と行政のパートナーシップの推進

(1) 市の意思決定過程への市民参加の促進

養父市の方針決定や計画の策定等の意思決定過程への市民の参加を促進するため、平成 18 年度から、審議会委員等の公募制、パブリックコメント手法の導入等

の条件整備を順次進めていきます。

(2) 協働のまちづくりの推進

市民と市民、行政と市民の協働（パートナーシップ）によるまちづくりを推進するため、市民と行政が互いの情報を共有し、共に考え、共に行動できる環境を整えるとともに、市民が地域において自発的に行う公共的な活動やサービスの提供について、どうしても市民の力では解決できないことを補完する制度を創設します。

「養父市参画と協働推進条例」(仮称)の策定

市民と市民、市民と行政が共に力を合わせ、市の課題に取り組む協働の文化を振興させるため、市民と行政の共通の指針として、協働や市民の自主的な取組みに対する行政の補完のあり方等をまとめた「養父市参画と協働推進条例」(仮称)を、平成18年度に制定します。

協働推進のための施策の充実

市民も行政の課題を認識し、ともに考える素地を醸成するため、ケーブルテレビや市の広報を有効に利用した情報提供に努めるとともに、行政改革期間中にNPO法人の設立やコミュニティビジネス(13)の起業等に関する相談窓口の設置、市民発意に基づく事業実施の仕組づくり、ICT(14)を使った協働に関する双方向の地域情報システムの整備(ホームページの作成と運営)などを計画します。

支援体制の整備

ボランティア活動など市民の自発的な活動を奨励し、支援するため、本庁内に協働推進本部を設置するほか、地域において協働事業の相談、コーディネート(15)、研修等、必要な支援を行えるよう、地域局と公民館を機能統合し、地域における参画と協働の総合窓口とする検討を行います。

6 公正の確保と透明性の向上

(1) 行政評価制度の導入（事務・事業評価制度、事前評価制度）

行政評価とは、政策や事務や事業等を効率性や成果といった視点で客観的に評価・検証を行い、次期の事業の見直しに生かすとともに、市民にわかりやすい市政の運営に資するために実施するもので、大きく分けて事前評価と事後評価があります。本市では、平成 17 年度で試みに事後評価を実施しましたが、十分なシステムとはなっていません。

このため、新しく事前評価と事後評価を併せた行政評価制度を整備します。

行政評価システムの見直し

平成 17 年度で実施した事務・事業評価システムに数値目標、市民評価を加え、新たな事後評価システムを 18 年度からスタートさせるとともに、新規事業の妥当性を検証し、意思決定過程の透明性を確保するため、事前評価制度を導入します。

評価の成果の予算への反映と公表

行政評価の成果を総合計画の実施計画、予算に反映できるシステムを整備するとともに、市民に適切な方法で公表します。

(2) 分かりやすい行政情報の提供

市民の意識の高まりに伴って、サービスの対価としての税金という見方が重視されつつあり、市民の信頼確保が重要になっています。

このため、市民に対するより積極的な情報提供を行うとともに、あらゆる行政活動の情報の公開と市民からの意見等の収集のためのシステムづくりを進めていきます。

(3) 情報公開の推進

市民の情報公開に関する要求に適切に応えるため、平成 18 年度で文書の保有状態を示す公開文書目録を作成し、公開します。

(4) タウンミーティング等、市民意見の積極的な聴取

地域審議会を開催するほか、市長と市民が共に考えるタウンミーティング、夜間市長室などを適宜開催するなど、市民と行政との対話を促進するための多様な機会を設けます。

また、広く市民の意見を収集するため、市政モニターの制度、市民アンケート、市長への手紙など、ニーズを踏まえた多様な手法を開発し、効果的な実施に努めます。

(5) 積極的な情報提供

情報提供機能の質、量の向上を図るため、18年度で、市の広報紙、ケーブルテレビ、ホームページの担当者等で構成される「情報提供推進委員会」(仮称)を設け、広報課題の共有を図るとともに、媒体の特性を踏まえた役割分担、効率的な取材や災害時の広報のあり方を研究します。

(6) ケーブルテレビの効果的な運用

ケーブルテレビは、開かれた行政を実現する上で最も効果的な媒体であるので、市の政策や動きを分かり易く提供するほか、地域協働推進の観点から、市民の自治的な活動の紹介、ゴミの不法投棄等を扱った問題提起型の番組を強化します。合わせて、番組制作分野への市民参加領域を拡大し、コストの削減を図ります。

7 電子自治体の推進

(1) 情報通信技術を活用した情報提供

市のホームページの充実を図るため、各部局・課で分散入力できるシステムを活かし、職員総参加で市民に役立つコンテンツづくりを進めます。

(2) 申請・届出等の電子化

市民サービスを充実する上で障害となっている地理的な問題を克服するため、インターネット等を利用した申請・届出等のオンライン化を平成18年3月からスタート

させます。また、施設利用予約システムの導入についても検討していきます。

用語説明

- (1) P F I方式〔プライベート・ファイナンス・イニシアチブ〕
これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主導で効率化を図ろうという政策手法。
- (2) コスト
物を生産したり、サービスを提供するのに要する費用。
- (3) スクラップ・アンド・ビルド
組織・事業等の新設（ビルド）にあたっては、同等の組織・事業等の廃止（スクラップ）を条件とし、純増を認めない管理。
- (4) Q Cサークル
職場内で品質管理を行う職員のグループ。品質・生産性の向上のほか、職員の自主性や経営への参加意識を育てるとされる。
- (5) スケールメリット
規模を大きくすることで得られる利益。
- (6) サンセット方式
予算や組織が肥大化することのないように、法律、予算、事業に期限を設け、特に必要がない限り、その期限が過ぎたら自動的に廃止とする方式。
- (7) 勸奨退職
職員の希望により、要綱等に基づく勸奨の適用を市長が承認して退職する制度。
- (8) フレックスタイム制
自由な時間に出退庁し、所定の時間数を勤務する制度。
- (9) サポート
支えること。支援すること。
- (10) ビジョン
将来の見通し。構想。
- (11) プロジェクトチーム
特別な目的のために編成されたチーム。
- (12) I S O 1 4 0 0 1
組織が継続的に環境に配慮した事業活動を管理する仕組みについて、I S O（国際標準化機構）が定めた規格。
- (13) コミュニティビジネス
コミュニティビジネスとは、市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称です
- (14) I C T
情報通信技術。
- (15) コーディネート
物事を調整しまとめること。

今後の財政見込みと行政改革による財政基盤の強化

養父市の会計は、「一般会計」のほか多くの「特別会計」に分けて経理しており、相互にお金を融通し合っているため、これら相互のお金の流れを相殺し、全体としてひとつに置きなおした会計である「普通会計」（公営企業会計及びこれに準じる会計等を除く。）で総合的に判断する。

さらに、市の収入（歳入）には、使いみちが決まっている国庫補助金等の「特定財源」と、使いみちが決まっていない地方税・地方交付税等の「一般財源」があるが、「一般財源」がどのように収入され事務事業に使われるかが、実際の会計の収支バランスを決定することになるので、「普通会計」における「一般財源」の収支バランスで、今後の財政見込みと行政改革による財政計画を示す。

現在のペースで事務事業を進めた場合（行政改革前）

（普通会計・一般財源の収支バランス）

	行政改革期間（4カ年）						（単位：億円）		
	H16決算	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H25	H27
歳入 a	142	145	140	141	142	142	142	140	133
歳出 b	146	148	151	154	151	153	150	145	144
差引 c c = a - b	4	3	11	13	9	11	8	5	11
基金取り崩し d	4	3	11	13	9	5	0	0	0
赤字補てん後 c + d	0	0	0	0	0	6	13	35	55

*平成 22 年度以降は、25 年度、27 年度と間隔をあけて記載する。

（財政調整基金 + その他特定目的基金）

（単位：億円）

	H16決算	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H25	H27
基金残高	35	38	27	14	5	0	0	0	0

*基金残高 = 前年度残高 + 新規積立 - 基金取り崩し（上記 d）（収支の赤字補てん）

*「新規積立」は前年度決算において剰余金が発生した場合等に計上するが、見込みのうえでは、平成 18 年度以降は発生しないものと想定する。

*計算例

H17：基金残高 38 億円 = 前年度残高 35 億円 + 新規積立 6 億円 - 取り崩し 3 億円

H18：基金残高 27 億円 = 前年度残高 38 億円 - 取り崩し 11 億円

H21：基金残高 < 前年度残高 5 億円 - 取り崩し 11 億円

平成 21 年度以降、一般家庭の貯金に相当する基金が底をつき、基金を取り崩しても収支の赤字を埋められなくなることが予想される。

行政改革による財政基盤の強化（行政改革後）

【歳入】

	行政改革期間（4カ年）						（単位：億円）		
	H16決算	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H25	H27
（一般財源総額）									
歳入総額	142	145	140	141	141	142	141	137	132

（地方税） （単位：億円）

地方税	27	26	26	26	26	25	25	25	25
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

* 積算方法：住民税は人口推計に基づき減少するものと想定する。資産税は変動幅が少ないと思われるため固定する。

（地方交付税） （単位：億円）

地方交付税	93	93	95	96	97	97	96	93	86
-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

* 積算方法：現行制度の枠組は固定されるものと想定する。交付税額は、H18以降国勢調査人口に基づき減少するが、公債費算入分の増により暫くの間全体として増加する。合併後10年間の特例加算（合併算定替え）は、H27以降5年間で順次削減される。

（国三位一体改革・税源委譲分） （単位：億円）

税源委譲分	1	2	2	2	2	2	2	2	2
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

* 積算方法：国庫補助削減分（一般財源化）は約90%が委譲されるものと想定する。税源委譲分は、「所得譲与税」と「地方交付税」に分けて交付されている。

【歳出】

（歳出に充てられた一般財源総額） （単位：億円）

	行政改革期間（4カ年）						（単位：億円）		
	H16決算	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H25	H27
行政改革前	146	148	151	154	151	153	150	145	144
行政改革後	146	150	140	143	144	144	140	136	132
改善額	0	2	11	11	7	9	10	9	12

（投資的経費） （単位：億円）

行政改革前	15	14	14	12	9	10	8	7	12
行政改革後	15	14	4	5	7	7	5	6	12
改善額	0	0	10	7	2	3	3	1	0

* 積算（行革前）：要望額ベースによる。

* 積算（行革後）：主要建設事業等の見直しにより事業費を削減する。一方、H22以降は各年度10～20億円程度（事業費ベース）の新規の投資需要を見込み計上する。行革期間の凍結事業は未計上とするが、H22以降この新規需要枠のなかで、財政状況、事業効果・緊急性等を総合的に判断して決定する。

(人件費)

(単位：億円)

行政改革前	32	31	32	31	31	30	30	28	25
行政改革後	32	31	31	30	30	29	29	26	23
改善額	0	0	1	1	1	1	1	2	2

* 積算(行革前): 定期昇給は過去3ヵ年平均とし、給与改定は0%と見込む。

* 積算(行革後): 給与水準は国家公務員の給与構造改革を考慮する。職員数は定員管理計画により削減する。

(扶助費)

行政改革期間(4ヵ年)

(単位：億円)

	H16決算	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H25	H27
行政改革前	6	6	6	6	6	7	7	7	8
行政改革後	6	6	6	6	6	7	7	7	8
改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* 積算(行革前): 対前年度3%増で見込む。

* 積算(行革後): 同上

(公債費)

(単位：億円)

行政改革前	33	34	36	39	40	41	40	39	35
行政改革後	33	36	39	38	38	39	38	33	28
改善額	0	2	3	1	2	2	2	6	7

* 積算(行革前): 既発債は償還計画による。新発債は発行見込みから試算する。

* 積算(行革後): 同上。但し H17・H18 は公債費が増加しているが、各々1.5億円、2.5億円の繰上償還を行い、後年度の負担を軽減したことによる。

(その他経常経費)

(単位：億円)

行政改革前	60	63	63	66	65	65	65	64	64
行政改革後	60	63	60	64	63	62	61	64	61
改善額	0	0	3	2	2	3	4	0	3

* 積算(行革前): 要望額ベースによる。

* 積算(行革後): 物件費について対前年度5%減とする。

【収支】(行政改革後)

(普通会計・一般財源の収支バランス)

行政改革期間(4ヵ年)

(単位：億円)

	H16決算	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H25	H27
歳入 a	142	145	140	141	141	142	141	137	132
歳出 b	146	150	140	143	144	144	140	136	132
差引 c c = a - b	4	5	0	2	3	2	1	1	0
基金取り崩し d	4	5	0	2	3	2	0	0	0
新規積立 e	0	0	0	0	0	0	1	1	0
赤字補てん後 c + d - e	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* 平成22年度以降は、25年度、27年度と間隔をあけて記載する。

(財政調整基金 + その他特定目的基金)

(単位：億円)

	H16 決算	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H25	H27
基金残高	35	33	33	31	28	30	33	43	40

(地方債残高)

行政改革期間(4カ年)

(単位：億円)

	H16 決算	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H25	H27
行政改革前	361	352	364	335	337	352	336	282	244
行政改革後	361	352	352	323	317	311	287	227	183
改善額	0	0	12	12	20	41	49	55	61

(起債制限比率)

(単位：%)

行政改革前	11.5	13.1	14.4	15.9	15.9	16.0	15.6	14.7	14.4
行政改革後	11.5	12.6	13.0	14.1	14.3	14.9	14.4	12.6	11.7
改善率	0	0.5	1.4	1.8	1.6	1.1	1.2	2.1	2.7



一般会計

普通会計・一般財源でみた今後の財政見込みと行政改革による財政計画について、市の会計のなかで最も規模が大きく、かつ中心的な役割を果たしている「一般会計」に置きなおしてみると、会計の規模(歳出総額)は次のように改善される。

この結果、行政改革による再スタートの初年度にあたる平成18年度の一般会計歳出総額(=予算総額)は、199億円以下に抑制される。

(歳出総額)

行政改革期間(4カ年)

(単位：億円)

	H16 決算	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H25	H27
行政改革前	244	230	221	222	214	233	196	187	173
行政改革後	244	230	199	197	196	196	170	165	158
改善額	0	0	22	25	18	37	26	22	15

事業費 1 億円以上の主要建設事業の見直し

〔行革期間（H18～H21、4 カ年）に実施する主要事業〕

（単位：億円）

事業名	要望事業費 (概算)	見直し
八鹿病院建設負担金	14.8	地域医療の中核施設であり、協定に基づく広域事業であることから、計画どおり負担する。(H19 終了)
八鹿中学校建替	22.9	事業の緊急性を考慮し、事業内容精査のうえ実施する。
南但ごみ処理施設整備	31.3 (養父市分)	事業の重要性・緊急性、広域での取組みであることを考慮し、事業内容精査・調整のうえ実施する。
現ごみ処理施設(宮垣)	5.0	事業の重要性・緊急性を考慮し、関係事業との調整を図りつつ実施する。
道の駅整備(サービス対価)	3.7	北近畿道活用の拠点事業として、PFI 方式による事業効果を高めつつ実施する。
三谷小跡地(建屋保育園)	1.2	H17 に交付金を取得した継続事業であり、H18 も引き続き実施する。(H18 終了)
携帯電話サービスエリア整備	3.7	通信網整備・防災対策の重要性から、H17 より実施しており、引き続き実施する。
知見八鹿線	5.5	事業の継続性を考慮し、引き続き実施する。(H18 終了)
県営林道須留ヶ峰線負担金	1.0	事業の継続性を考慮し、引き続き負担する。
公有林整備	1.2	事業の重要性(里山保全) 緊急性、継続性を考慮し、引き続き実施する。
八千高原簡易水道整備	4.4	継続事業であり、事業の重要性を考慮して引き続き実施する。(H18 終了)
浅野浄水場移設(北近畿道対策)	7.0	北近畿自動車道対策としての事業の必要性・緊急性から、事業内容精査のうえ実施する。
県道配水管移設(養父朝来線変更、北近畿道対策)	1.0	

* 要望事業費は、H18 以降の概算事業費を示します。(以下同様)

〔事業内容・時期の見直しを行いつつ行革期間中に実施する主要事業〕

（単位：億円）

事業名	要望事業費 (概算)	見直し	
あさくら斎場	10.5	事業縮小	事業の重要性・緊急性から、事業平準化により単年度負担の軽減を図りつつ実施するが、民間競合等を考慮し「葬祭棟」は建設しない。
中山間総合整備(レインボー南但・八鹿地区)	5.8	事業縮小	事業の重要性・進捗状況等を勘案して、対象事業を絞り込み実施する。

事業名	要望事業費 (概算)	見直し	
消防車両等整備	3.3	工期延長	事業の重要性を考慮し実施するが、整備期間を延長し、行革期間内の事業費負担を軽減する。
高柳小佐線	1.7	工期延長・事業平準化	継続事業であり、県過疎代行道路接続による事業効果等を考慮して事業実施するが、工期延長・事業平準化により単年度負担を軽減する。
八鹿朝倉線	1.7	工期延長・事業平準化	継続事業であり、本市中心部に通じるアクセス幹線道路であることから事業実施するが、工期延長・事業平準化により単年度負担を軽減する。
鵜縄線	3.0	工期延長・事業平準化	事業の継続性を考慮し事業実施するが、工期延長・事業平準化により単年度負担を軽減する。
関宮中学校建替	12.3	工期繰延	生徒減を考慮し事業規模を精査のうえ、八鹿中学校完成後に事業着手する。
学校給食調理場	8.9	委員会検討	「学校教育振興推進委員会」の検討を踏まえ対応する。(八鹿借地期限：～H21.3.31)
上水クリプト対策(大森)	5.2	事業平準化	事業の重要性を考慮し、事業平準化による単年度負担の軽減を図りつつ実施する。
簡水クリプト対策(浅間、伊佐、宿南)	11.4	工期繰延	事業の重要性を考慮し、実行精査のうえ実施する。但し、事業費の単年度負担軽減のため、時期をずらして順次実施する。

〔休止・凍結する主要事業〕

(単位：億円)

事業名	要望事業費 (概算)	見直し	
(県)八鹿ダム建設負担金	2.6	休止	整備計画策定時以降、水道施設の充実や官民節水対策の進展等により「生活用水」としての需要が見込めなくなったため、水道事業者として、ダムという新たな水道水源は必要ないと考える。

事業名	要望事業費 (概算)	見直し	事業名
唐川たい肥センター整備	5.0	休止	「たい肥センター」として十分な事業効果が期待できないことから事業を休止する。「たい肥センター」については、改めてそのあり方について検討を行う。
県営九鹿団地(買取)	1.1	行革期間凍結	行革終了年次である H21 まで買取りの延期を県に要請する。
八鹿小学校改築	8.1	行革期間凍結	H22 以降、両校の統合も視座に据えつつ、事業実施の時期・内容等について、市の財政状況等を総合的に考慮して判断する。
小佐小学校改築	3.5	行革期間凍結	
消防指令センター整備	2.0	行革期間凍結	国による全国的な消防救急無線の広域化・共同化、消防指令業務の共同運用の動きがあることから、これらの動向を踏まえて、H22 以降に検討する。
消防庁舎増築(防災コミュニティセンター)	2.7	行革期間凍結	
図書館整備	13.5	行革期間凍結	行革実施期間である H21 までは実施しない。H22 以降、事業実施の有無・時期・内容等について、市の財政状況等を総合的に考慮して判断する。
建屋小跡地(地域福祉・医療複合施設)	6.6	行革期間凍結	
三谷小跡地(童話の館等)	6.0	行革期間凍結	
八木城整備(施設整備)	4.7	行革期間凍結	
林道田淵線	3.3	行革期間凍結	
朝倉高柳線(第1期)	5.0	行革期間凍結	
万久里中瀬線	22.8	行革期間凍結	
葛畑大久保線(H18以降延長分)	5.8	行革期間凍結	

養父市「公の施設」の指定管理者制度への移行

1 制度導入の基本的な考え方

養父市が設置している「公の施設」については、平成15年度の地方自治法改正で「指定管理者制度」の導入が可能になったことを受け、平成16年度に新設された「関宮農村交流ターミナル（万灯の湯）」を第1号として制度を導入したところである。

平成18年9月2日以降は、従来の私的契約による「管理委託」ができなくなり、「市による直営」か「指定管理者制度」（指定管理者への管理権限の委任）しか選択できなくなるが、公設民営化の一層の推進を図る法改正の趣旨にのっとり、指定管理者制度の導入が望ましい施設について、条件が整い次第、順次移行を進める。

2 個別施設の取扱方針 *養父市「公の施設」総数：330件（うち1件は「万灯の湯」）

(1) 平成18年4月に指定管理者制度に移行する施設 123件

施設の管理運営について引き受け先があり、現在も「管理委託」を行っている施設。

コミュニティセンター、地区集会所、多目的集会施設（センタ-）、集落センター、集会所、振興館、加工所、直売施設、公園、スキー場（大屋）、キャンプ場、記念館、デイサービスセンター、地区公民館（旧八鹿町）等

(2) 行革期間内（H18～H21、4ヵ年）に指定管理者制度移行を検討する施設 52件

利用は地元中心であり地元管理が望ましいが、受け皿となる地元団体が十分に育っていないため、当面直営としつつ、指定管理に移行を検討する施設。

地区公民館（旧大屋町）公民館分館（葛畑）保育所、スキー場（関宮）堆肥センター（大屋）文化会館（八鹿）ホール（ビバ、おおや）自然学校・学習館・ドーム（明延）ふれあい倶楽部（旧八鹿町）ふれあいの家（旧大屋町）等

(3) 直営とする施設（但し、中・長期的視点からの指定管理者制度等への移行検討を含む） 154件

市施策推進上の中核的拠点であり、市内の現状では民間事業との競合も少ないため、当面直営管理が望ましい施設

（中央）公民館、体育館・スポーツセンター、中核的公園（つるぎが丘）等

施設の性格から、当面市の直営管理が望ましい施設

診療所、市営団地、霊園、琴弾クリーンセンター、浄化センター、衛生公園、上水道、簡易水道等

3 関係条例の整備

上記に伴い、平成 17 年 12 月市議会において、平成 18 年 4 月に指定管理者制度に移行する施設に係る関係条例の制定・改廃を行う。

さらに、これに併せて、同じ区域（ゾーン）に該当施設が集積し全体としてひとつの事業の形を成している場合等について関係条例を 1 本に統合し、法整備を図る。

旧	新
森石ケ堂管理所、森石ケ堂古代ふれあいセンター、森石ケ堂ログハウス森の里、石ケ堂青少年野外活動センター	森石ケ堂古代村
自然体験学習館「めいじ」、 「ほたるの館」、奥米地希望の村、奥米地子供等自然環境知識習得施設（自然観察施設、自然体験施設）、奥米地農林漁家高齢者センター	奥米地ほたるの里
おおやスキー場リフト、人工グレンデ、若杉高原総合レクリエーション施設、ロッジ「ふじなし」、 「若杉高原温泉」、宿泊施設「彩雲」	若杉高原おおやスキー場
大屋あゆ公園、おおや農村公園、コテージ、ペンション「翡翠」	おおや農村公園
かいこの里交流施設、蔵垣公園	大屋かいこの里
逆水キャンプ場、逆水多目的広場	逆水総合公園

補助金の交付基準

平成17年12月7日
養父市行政改革大綱

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が支出する補助金について、その透明性、公共性及び公益性を図ることにより、補助金の適正化と効果的かつ効率的な運用を図るために策定したものである。

(定義)

第2条 この基準において「補助金」とは、本市が公益的な必要から、市以外のものの行う事務事業を奨励するため、相当の反対給付を受けることなく交付する給付金をいう。

(補助金交付の基本方針)

第3条 補助金の交付は、地方自治法第232条の2の規定に基づき、公益上必要のある場合に限られるものであり、その判断にあたっては、客観的にみて十分な妥当性が確保されることとする。

2 次の各号に掲げるものについては、原則として補助金の交付対象とはしない。

- (1) 本来、国、県、民間等が負担すべきものであり、市の財政負担が適当でないもの
- (2) 長年交付されているが、効果が不明なもの
- (3) 零細な補助金で事業効果が薄いと認められるもの
- (4) 各種団体補助などにおいて、事業主体の自己資金で十分運営が可能なもの
- (5) 予算決算の管理、事業計画及び事業報告ができていない団体に対するもの

(補助対象外経費)

第4条 本来補助金は、事業費を対象に交付されるべきものであるので、次に掲げるものは補助対象外経費とする。

- (1) 人件費（正職員と異なり雇用期間が1年を超えない労働契約を結んだ嘱託職員、臨時職員等の労働者に関わるものを除く。）
- (2) 交際費
- (3) 慶弔費
- (4) 飲食費（会議等における茶菓子、来賓等への昼食等）
- (5) 懇親会費
- (6) その他社会一般通念上公金でまかなうことがふさわしくないもの

(市が支出する額)

第5条 市が支出する額は、補助対象額の2分の1以内とする。

(効果の確保)

第6条 補助金は、公益的な事務事業を奨励し、振興させるものであり、効果が重視されることから、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 補助金の交付に際し根拠法令等に特段の定めのないものについては、**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律**に準じて規則、要綱等を整備し、交付する目的、目指

す成果、対象、金額の積算基準、終期等を明確にするものとする。

- (2) 前号の規則、要綱等の終期設定にあたっては、事業内容及び効果を考慮して定めるものとするが、特に事情のない限り3年とする。
- (3) 補助金の事業効果及び使途の妥当性を検証するため、実施報告書の提出にあわせて、事業記録写真及び領収書の提出を義務付けるものとする。
- (4) 事業を客観的に評価させるため、毎年度評価を義務づけるものとする。

(適用除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この基準を適用しないものとする。

- (1) 元金及び利子の補給事業に係るもの
- (2) 国、県等の法令、条例等により別に定められているもの
- (3) 市が市民とパートナーシップを組んで実施する協働事業
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助金の公表)

第8条 補助金については、会計年度終了後に補助金の名称、金額及び交付先を市のホームページに掲載しなければならない。この場合において、個人を対象に交付した補助金については、個人情報の保護に十分留意するものとする。

附則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

平成 18 年度予算編成基本方針（骨子）

1 予算編成方針の抜本的な見直し

養父市行政改革推進委員会から市長に答申された「養父市行政改革基本方針（答申）」においては、市の危機的な財政状況を考慮し、徹底した歳出削減に基づく収支健全化とともに、今後の歳出総額抑制のスタート台として「平成 18 年度一般会計予算の歳出総額を 199 億円以下とすること」が強く求められている。

市の財政を取り巻く環境は、公債費負担の増加、中学校や斎場、ごみ施設など必須大型建設事業の実施等による歳出総額の増加に対して、国の三位一体改革による交付税・国庫支出金の削減、下水道管理基金の枯渇等により、財源手当ては極めて厳しい状況にある。

これらの状況を勘案するとき、上記委員会が求める行政改革を確実に実行し、財政基盤の強化を早急に図らなければならない。については、平成 18 年度より、一般会計予算編成において新たに「枠配分方式」を導入し、予算総額を抑制するとともに、枠内での各部局の裁量権の拡大を図る。

これらを踏まえ、平成 18 年度一般会計予算総額を 199 億円以下に抑制する。

2 枠配分方式の導入（「予算総額の抑制」と「枠内裁量権の拡大」）

- ・ 一般会計の予算編成において、従来の「一件査定方式」を改め、年度間の予算総額（上限額）をあらかじめ算定したうえで、各部局ごとに予算要求できる上限額（予算要求枠）を定め配分する。
- ・ 各部局は、予算要求枠の範囲内でしか要求できないこととするが、一方、予算要求枠の範囲内であれば、部局内の各課・事業間の予算配分に係る一定の裁量権が付与される。
- ・ 地域局については、独自の予算要求枠は設けず、所管する本庁の各部局に配分された予算から所管事業の配当を受ける方式とする。

3 予算要求枠算定の考え方

(1) 予算要求枠の算定基礎

予算要求枠は、平成 17 年度当初予算額を基礎として算定する。

(2) 予算要求枠積算の基となる性質別経費の算定方法

- ・ 人件費 実額
- ・ 公債費 実額
- ・ 扶助費 対前年度 3% 増
- ・ 経常経費 上記を除く経常経費は対前年度 5% 減、賃金は当該経費の範囲内で対応
- ・ 繰出金 一般管理費・施設管理費等の経常経費に係る繰出金は前年度 5% 減
- ・ 投資的経費 事業費 1 億円以上の建設事業は、別途調整される「主要建設事業の見直し」による事業費を上限額とする。その他の事業は総額を 7 億円とする。

4 予算の適正な執行

平成 18 年度から「枠配分方式」を導入して、予算総額の徹底した抑制を図る趣旨に鑑み、不断の経費節減努力を行うことによって、年度間の適正な予算執行に努める。